

『ふるさと納税』

ふるさと納税は外国人も利用できる寄付金制度です。この制度には様々な嬉しい特典があるので、ぜひ活用してみてください。

■ふるさと納税とは

ふるさとや応援したいと思っている自治体（都道府県や市町村など）にお金を寄付すると、自分が払っている税金（所得税及び住民税）を安くすることができる制度です。

寄付をして地域を応援し、税金を安くできるだけでなく、寄付のお礼としてもらえる特産物等を通じて、地域、ひいては日本の新たな魅力を知ることができます。

■自治体の選び方

ふるさとや住んでいる自治体に限らず、どの自治体にも寄付をすることができます。それぞれの自治体がHPで公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄付金の使い道、お礼でもらえる特産物などを見て、応援したい自治体を選びましょう。

■手続き方法

ふるさと納税の手続き方法は、各自治体によって異なります。各自治体のHPで確認してください。ここでは一般的な手続き方法についてご紹介します。

1. 自治体を選ぶ…各自治体のHPを見て、応援する自治体を選びます。
2. ふるさと納税をする…選んだ自治体へふるさと納税(寄付)を申し込むと、後日お礼品と確定申告に必要な寄付を証明する受領書が送られてきます。受領書は大切に保管してください。
3. 確定申告を行う…ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに申告してください。その際、寄付を証明する受領書が必要です。
4. 所得税からの控除…確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税から控除されます。
5. 住民税からの控除…ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減税される形で控除されます。

※控除される金額は、収入や家族構成などによって上限があります。

※次の場合は「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請ができます。

- ①会社からお給料をもらっているなど、確定申告の不要な給与所得者であること。
- ②寄付を行う自治体の数が5団体以内であること。

詳しい手順方法については下記のサイトをご覧ください。

- ・総務省 ふるさと納税ポータルサイト（日本語）

このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望は：（公財）宮崎県国際交流協会

TEL: 0985-32-8457 FAX: 0985-32-8512 E-mail: miyainfo@mif.or.jp

